



横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりつじむしょ

暑中お見舞い申し上げます



2017年5月1日、横浜メーデーにて（沢渡公園）

●弁護士

畑山 穰	関守麻紀子	田井 勝	鈴木 啓示
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	後藤 愛
根岸 義道	田渕 大輔	高橋 由美	海渡 双葉
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	徳永 吉彦
高橋 宏	浅川 壽一	石崎 明人	鈴木兼一郎

●事務局

塚本 洋子	中村妃奈子
渡部 健二	柳原 康雄
森下 純子	高木麻美子
塩見 祐	大田 順子
石栗ルミ子	大沼 恵
山本 明子	星野 知英
吉田 幸穂	

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 JPR横浜日本大通ビル 8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916

<http://www.yokogo.com>

共謀罪と闘い続ける

弁護士 海渡 双葉



共謀罪法案とは

6月15日、「共謀罪」の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案が可決・成立しました。法案は、「組織的犯罪集団」の活動として、2人以上の者が対象犯罪を「計画」し、実行に向けた「準備行為」があったときに処罰するという内容です。

政府は「東京五輪のテロ対策」「TOC条約の批准のために必要」などと強調しました。しかし、TOC条約は、マフィア対策のものであり、テロ対策ではありません。日本は、既にテロ関連主要条約をすべて批准し、その法整備も済んでいます。法案の対象犯罪は多数に及び、テロと無関係なものが数多く含まれています。

共謀罪は、行為を処罰するという刑法の大原則を根底から覆します。また、「組織的犯罪集団」「準備行為」などの概念が曖昧で、濫用の危険性があります。さらに、計画段階の犯罪の成否を見極めるために、電話、メール、LINE等を対象とする捜査が必要になり、通信傍受

の拡大など監視社会化を招くおそれが高いのです。

法案審議の異常さ

国会での審議は激しいものとなりました。政府は、組織的犯罪集団が対象であり、一般人は対象にならないと言っていました。が、「環境保護や人権保護を標榜していても、それが隠れ蓑である場合には処罰対象になる」旨の答弁をするに至りませんでした。さらに、団体構成員だけでなく「周辺者」も対象にもならずも答弁しました。捜査機関による解釈によって、胸先三寸で、摘発の対象が拡大する危険性が高いのです。金田法務大臣の答弁は混迷を極め、法案が欠陥だらけであることが浮かび上がりました。

各地で学習会、街頭宣伝、署名運動、集会、デモなどが取り組まれ、私も参加して法案廃案を訴えました。法案の問題点が周知されていくに伴い、報道機関の世論調査においても、政府の説明が不十分であり、国会での成立に反対であるとの意見が多数になるに至りました。

週刊金曜日に記事「戦後最悪の治安立法「共謀罪」「悪い心」を処罰する異様さ」を寄稿しました。



月刊世界5月号のシミュレート「共謀罪のある日常とは」を監修しました。



しかし、衆議院法務委員会において強行採決され、また、参議院においては、法務委員会の採決を省略し、本会議において中間報告をして採決に踏み切るという異例な手続により、法案が可決されました。

議論を尽くすという立法府の

職責を放棄した、暴挙と言わざるを得ません。

これから

共謀罪は、捜査機関による監視社会化を強めると共に、人々の市民活動を萎縮させ、これにより「物言えぬ社会」を作り出すことを狙いとしています。

今後、共謀罪が恣意的に運用されることなく注視していく必要がありますが、萎縮しないで活動を続けることが何より重要だと思います。



スノーデンの暴露

横浜合同9条の会



4月22日、横浜合同9条の会は、当事務所9階会議室において、「シチズンフォー・スノーデンの暴露」DVDの上映会と、当事務所弁護士海渡双葉による共謀罪の学習会を行いました。憲法9条を守るということは、トータルとしての「海外で戦争をする国造り」の動きを止め、武力によらない安全保障を実現することと位置づけて、関係する様々なテーマを取り上げてきました。今回は、国会で共謀罪法が審議される中、国が国民の声を封じて戦争へと突き進

む場合に不可欠となる、国家による国民監視と国民統制の問題を考えました。

このDVDは、2013年6月に、アメリカ国家安全保障局(NSA)、および中央情報局(CIA)の元局員エドワード・スノーデンが、NSAが米国民を対象に月30億件、全世界で月970億件の膨大な通信データを秘密裏に収集している、という衝撃的事実を世界に向けて暴露した際のドキュメンタリーです。通信傍受はマイクソフト、Yahoo! Google Facebook YouTube Skype アップルなどを通じて実施されていました。テロとの戦いということで成立させた法に基づくテロ組織の監

弁護士 高橋 宏

視のはずが、実際には、テロとは無関係の国民監視を行っているという現実を内部告発したものでした。

国家権力は常に暴走の危険を持つものであり、共謀罪法は、そのような国に、国民統制のための捜査発動・処罰権限を付与することになりかねないことを改めて痛感しました。

横浜合同9条の会は、約120名の会員で構成されています。来年通常国会での9条改憲発議が取りざたされる現在、趣旨に賛同して戴ける方の入会をお待ちしています。

武相高校・違法解雇逆転勝訴！

弁護士 関守 麻紀子



Aさんは、横浜市にある武相高校の教員です。入職以来、運動部の顧問の役を担い、熱意を持って職務に取り組んで来ました。部活動のための時間外労働は、毎月ゆうに100時間を超えています。

平成23年、Aさんは、部活動の際の言動や、部の運営上の出来事を問題視され、懲戒解雇を言い渡されました。

懲戒解雇を言い渡されるまでの間、学校側による執拗な調査が繰り返され、いやがらせを受け、退職勧奨をされたことから、Aさんは、うつ病を発症し

て、勤務できない状態に陥っており、労災の認定を受けるに至っておりませんでした。その中の懲戒解雇です。Aさんは、この懲戒解雇処分は、労災による休業中の解雇を禁じた労働基準法に違反するものであり無効であることの確認を求めて、提訴しました。

1審・横浜地裁判決は、部活動上の言動・運営に関わるものであっても職務行為とはいえない、Aさんが故意に引き起こしたことであり、部活動のためにした月100時間を超える時間外労働もAさんが「好んでしたこと」である、などとして、Aさんのうつ病発症は、Aさんの業務とは関係のないことだと、労基法違反を認めま

せんでした。

しかし、2審・東京高裁は、不適切であったとしても業務上の行為である、としま

した。そして、学校が、部活動の運営について明確な指針を持っていなかったにもかかわらず、いったん不都合が生じるやA教諭個人の問題として位置づけようとしたことの不当性をも指摘して、A教諭の発症が学校の対応や長時間労働に起因することを認め、懲戒解雇は無効である、と判示しました。極めて常識的な判断です。判決はまた、部活動の実施が、教諭個人のボランティアに委ねられている実態とその問題性を指摘

するものでもありました。

高裁逆転勝訴判決により、Aさんの名誉を回復することができたのではないかと思います。

子どもの教育を担う教員の労働環境の過酷な実態に目を向け、それを改善しなければ、その付けはいずれ子ども達にまわされることになります。社会全体が、教育現場の労働環境に目を配っていかねばならないと思います。



神奈川建設アスベスト訴訟

～高裁・地裁ダブル結審～

弁護士 田 淵 大 輔



建築現場での作業を通じてアスベスト粉じんに曝露し、健康被害を受けた建設作業従事者とその遺族が起こした建設アスベスト訴訟は、現在、全国6つの都道府県で争われています。

神奈川でも、第1陣訴訟が東京高裁に、第2陣訴訟が横浜地裁に係属していますが、第1陣訴訟は3月14日に、第2陣訴訟は3月17日に、それぞれ結審を迎えました。東京高裁の判決言渡期日は未定ですが、横浜地裁では10月24日に判決言渡期日を迎えます。

アスベストが人体に有害であることは、1900年代初頭から報告が繰り返し行われ、1930年にはアスベスト肺発症の原因となることが、1955年には肺ガン発症の原因となるこ

とが、1964年には中皮腫発症の原因となることが、いずれも明らかとなりました。そして、1972年には、ILO、IARCといった権威ある国際機関においても、アスベストが肺ガン、中皮腫の原因となることが確認されました。

アスベストは発ガン性があるため、わずかな量の曝露でも重篤な疾患の原因となります。また、曝露から疾患の発症まで、数十年に及ぶ潜伏期間を経ることも珍しくありません。

我が国でアスベストの使用が全面的に禁止されたのは2006年のことですが、アスベストの危険性が十分に周知されてこなかったために、被害者は今も増え続けています。毎年約1000名が新たに労災認定を受けており、被害者は今後もさらに増えていくと言われています。

そして、アスベストは建材に多く使われてきたために、被害者の約半数を建設作業従事者が占めているのです。

神奈川第1陣訴訟では、2012年5月に横浜地裁で、原告の請求を全て退ける全面敗訴の

判決が言い渡されました。しかし、その後、東京、福岡、大阪、京都、札幌と5つの地裁が国の責任を認めています。また、京都地裁は企業に対しても損害賠償を命じる判決を初めて言い渡し、東京地裁、札幌地裁も、結論では原告の企業に対する請求を認めませんでした。企業には被害の発生に対して責任があったと言及しています。

この秋以降に言い渡される神奈川訴訟の2つの判決は、建設アスベスト訴訟の趨勢に大きな影響を与えるものです。特に、第1陣訴訟の判決は、高等裁判所のレベルで初めて言い渡される判決となるため、その結果について全国から注視されています。

2つの訴訟で勝利判決を勝ち取り、建設アスベスト訴訟の全面的な解決と、被害者を早期に救済する制度の創設を求めて、これからも弁護士一同、全力を尽くしていきたいと思えます。

判検交流の弊害

三権分立は幻想

弁護士 中村 晋 輔



2016年3月、生活保護基準引下げ違憲訴訟(生存権裁判)を担当していた金沢地裁のK裁判官について、忌避の決定がさ

れ、K裁判官は訴訟の担当から外されました。このK裁判官は、金沢地裁に赴任する前に、国の指定代理人として、さいた

いて、国の指定代理人として関与し、金沢地裁に赴任した後、小松基地爆音訴訟も担当していました。

瀬木比呂志元裁判官は、「訟務検事経験者は、裁判所に帰ってきてから、国寄りの判断をしがちである。これも昔からいわれています。でも、一向に改善されません。」と述べています(新潮社「裁判所の正体」)。

新横田基地公害訴訟の東京高裁判決(2005年)は、将来の損害賠償を一部認めることにより、被害救済を一步進めました。これに対し、国が上告受理

申立てを行い、最高裁は東京高

裁判決を破棄しました。このとき、国の指定代理人の筆頭はO氏でした。O氏は、法務省から裁判所に戻り、東京高裁の裁判長で定年退官しました。果たして、O氏は、国を敗訴させたり、国の方針に反する判断をしたのでしょうか？

刑事では廃止されたようですが、民事でも判検交流を廃止する必要があります。



東京高等・地方・簡易裁判所



法務省

お笑い芸人の 「有権者教育」取材して

弁護士 北 神 英 典



政治や選挙の大切さを「お笑い」で若者に伝えよう。そんな思いで、全国の大学や高校で出張授業を続けているお笑い芸人たかまつななさんの有権者教育を2017年3月、当職が所属する公益社団法人自由人権協会の会報に取り上げるため取材しました。

破格にシンプルで分かりやすい授業の進め方に感銘を受けました。

「分かりやすさ」の追求

たかまつさんは、慶應大学と東京大学の大学院生でもありません。難解すぎて若者の関心を引き付けられない従来の有権者教育に対する歯がゆさから、授業では、核心部分だけをシンプルに伝えることで分かりやすさを追求しています。

現在に至る政治体制の複雑な移り変わりを「力の強い者が力で物事を決める『無政府状態』」「江戸時代の將軍のような権力

者の掟によって物事を決める『独裁体制』」「賛成と反対の数によって決める『民主主義』」のたった3つに分類。もちろん「数」が、常に正しい結果を生むわけではありません。

たかまつさんも、ナチスが選挙を通じて政権を握ったことやユダヤ人大量虐殺の悲劇を挙げ、「数」頼みの政治の危険を指摘することも忘れませんでした。

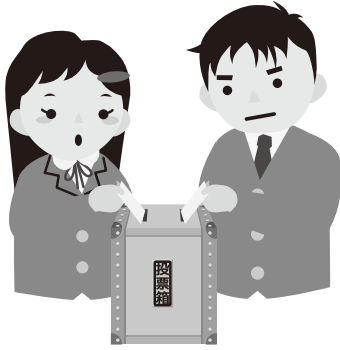
ベルばらのお笑いマンガ

授業の間「ベルサイユのばら」風キヤラのお笑いマンガのイラストが、正面のスクリーンに

次々映し出され、政治に対するイメージが膨らむよう工夫されています。生徒参加型の投票シミュレーションのコーナーもありました。

去年7月の参議院選挙では、たかまつさんの出張授業を受けた高校の一つからは「生徒の8割以上が選挙の意義を感じて投票に行ったようだ」との報告が寄せられたとのことでした。

「伝え方」の大切さをあらためて実感する取材体験でした。



嫌がらせ訴訟

弁護士 徳 永 吉 彦



退職した従業員（Xさんと言います）が、元の会社から嫌がらせとも思える裁判を起こされた事件を担当したので紹介します。

Xさんは、新規開設の介護施設に介護職員として入社しましたが、入社後すぐに、会社から、利用者に提供するレクリエーション（レクと言います）を100種類考案するよう指示されました。Xさんは、レクの専門家ではなかったので断りましたが、会社の指示に逆らえず、できる限り努力していました。もちろん通常業務があるため、レクの考案作業等の多くは時間外に行っていました。

会社は、Xさんに指示をした後、レクが出来上がっていないにもかかわらず、「レクリエーションを100種類以上ご用意」等と記載したパンフレットを作成し、配布していました。

Xさんは、できる限りレクを考案し現場でも実施していました。その後、激務のため体調を崩し最終的に会社を退職しました。なお、Xさんが働いている間、レクの数が問題になることはなく、話題にするのほっていませんでした。

ところが、会社は、Xさんが退職した後、Xさんに対し、レクが100種類出来上がらなかったせいでパンフレットの印

刷代金が無駄になったと言い、損害賠償を求める裁判を起こしたのです。

そもそも、Xさんの業務内容は、介護であってレクを100種類考案することではありません。また、他の点からもXさんが責任を負う理由はなく、裁判は、会社が請求を諦める内容で終わりました。

この裁判は、辞めていった従業員への嫌がらせであり、働いている人達に対する見せしめとも言えます。このような裁判が許されないよう、今後も努力していきます。

マイナンバー制度の 恐ろしさ

弁護士 鈴木 兼一郎



今回は、マイナンバー制度の問題点と、私の参加しているマイナンバー（共通番号）違憲訴訟についてご紹介いたします。

マイナンバー制度についてCM等で聞くけど、「いまいよいよ分からない：」「対応に困っている：」という方は多いのではないのでしょうか。しかし、そんなことは構いなしに、私たちにはすでに12桁の個人番号が付けられ、平成28年1月から本格的な制度運用が開始されました。最初は社会保障・税・災害対策に利用し、これが預金、医療情報、その他の分野へどんどん利用拡大されてきています。

やはり恐ろしいのは情報漏洩です。マイナンバー制度は預金や医療情報などよりプライバシーに関わる情報を扱うため、漏洩したときのプライバシーの侵害は相当なものです。

また、国によって国民の情報が広く収集され、管理・利用されることで、見ず知らずの人であっても特定の人間像を作り出し、それを利用することが可能になります。

私は、他の弁護士と共に、横

浜地方裁判所へ、マイナンバー制度はプライバシー権を侵害し、違憲であるとして国を相手に個人番号の削除や慰謝料の支払いを求める裁判を提訴しました。原告の数はなんと200名を超えており、弁護士は原告の方々のマイナンバー制度への不

安感をすっかり代弁できるよ
う、必死に議論を重ねながら裁判を進めています。

皆さんの個人情報対策は大丈夫でしょうか。これを機にマイナンバー制度について関心を持つていただければと思います。



平成28年3月24日
マイナンバー違憲訴訟提訴時のデモ行進

小田原市のジャンパー問題

弁護士 高橋 由美



神奈川県小田原市の生活保護担当職員が「保護なめんな」「私たちは正義。不正を見つけたら追及する。私たちをだまして不正によって利益を得ようとするなら、彼らはくずだ」(2017年1月18日朝日新聞朝刊)といった文言をプリントした揃いのジャンパーを勤務中に着用し、利用者宅を訪問していた事実が明るみに出た。

受給者や受給対象者、一般市民に対して、あたかも生活保護受給者の全てが不正受給者であるかのような印象を抱かせ、生活保護の利用を躊躇わせる。また、このような揃いのジャンパーを着用した職員に家庭訪問されれば、周囲の人間に自分が利用者だと察知されてしまうおそれがある。このような行為は、相談者や利用者の名誉感情を侵害するのみならず、相談者や利用者の負い目につけ込んで生活保護の利用を抑制し、あるいは辞退に追い込むことをねらうものにほかならない。

小田原市の発表によれば、2007年の職員に対して受給者がナイフで傷害に及んだ事件がきっかけであり、当時の係長級の職員が困難な業務に取り組み職員の士気の向上のために作成したとのことであるが、人権問題に心を砕くべき生活保護行政に関わる職員の「士気の向上」がこのような形で行われるような業務であってはならない。

この問題を受け、神奈川県下の生活と健康を守る会、生活保護裁判弁護団、25条共闘弁護団などがこの問題の調査団を結成した。小田原市は有識者会議を行い、会議は提言を発表したが、今後、その提言が守られるかどうか、調査団で見守ると同時に、憲法の生かされる生活保護行政が行われるよう、活動していく予定である。



でっち上げの傷害事件

弁護士 清水 俊



嘘の傷害事件をでっち上げられたことに対する慰謝料は果たしていくらが妥当でしょうか。

Aさんは、B氏の腕を殴り、足を蹴ったとして傷害罪で被害届を出され、さらに後遺障害が残ったとして多額の損害賠償を請求されました。これに対し、Aさんは、そうした被害届の提出や民事訴訟の提起自体が違法だとして慰謝料を求める反訴を提起しました。

B氏の主張は、当初から曖昧だったため、犯行現場までの経路や犯行状況について詳しく主張するよう釈明を求めましたが、B氏は、警察にすべて話した、実況見分調書に詳しく書かれている、目撃者がいるなどと繰り返すだけでした。

しかし取り寄せた実況見分調書等には犯行状況については特

に書かれておらず、むしろ、目撃者が60メートルも離れた位置に居たこと、犯行状況自体は見えないと供述していることが判明しました。

そして運命の判決。裁判所は、傷害事件が嘘だと認め、B氏の請求を棄却し、Aさんの反訴の一部を認めました。しかし、その金額は、慰謝料10万円・弁護士費用1万円の合計11万円というものでした。

嘘の傷害事件をでっち上げられた被害とはそんなにも小さいものでしょうか。Aさんはもちろん、ご長男も警察に呼び出されて事情聴取を受けました。警察が来て家の前で実況見分も行われました。不起訴になるまでの1年間とても不安な日々を過ごしました。そうした様々な損害を金銭評価したとき果たして11万円が妥当だといえるのでしょうか。

本件は、B氏と対立関係にあった地元建設会社にAさんが協力したことに対する報復が背景事情にありましたが、その代償が11万円では、報復目的が達成されてしまうのではないで

しょうか。

AさんもB氏も不服だとして行われた控訴審。当初、慰謝料ゼロでの和解を勧められ不安に陥りましたが、当事者が裁判所に出廷し、判決を求めると毅然とした態度を取り終結しました。そして控訴審判決。慰謝料80万円・弁護士費用8万円に変更されました。高等裁判所はB氏の悪質性について原審よりも理解を示したと言えますが、まだまだ不十分のようにも感じます。みなさんならどのように考えますか。



コシヒカリ・あきたこまちが なくなってしまうのでは?

～種子法廃止の影響～

弁護士 田井 勝



今年の通常国会で、主要農作物種子法（種子法）が廃止されました。ほとんどニュースになっただけでしたが、私たちの生活に大きく影響するものです。今回はこのことについてお伝えします。

種子法は稲や大豆、麦などの主要農作物の種子の生産と供給を守るため、戦後1952年に制定され、各都道府県を通じて種子を安定的に生産し、供給する上で国の責任を定めたものです。この法律によって、各都道府県において、コシヒカリなどの稲や各地の大豆・麦が奨励品種に指定され（法8条）、都道府県の農業試験場においてその品種の原種・原原種及び種子が様々な検査（ほ場検査）（法4条）をされたうえで毎年生産さ

れていました。そして、その種子が、農協を通じて各農家に供給される上で一般農家が、一般に販売される米、麦などを作ってきました。

今回、この種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害しているとして、突然、廃止が決まりました。

確かに、民間企業の種子はほとんど奨励品種とされておらず、民間がこの種子製造に関して参入できていないかもしれません。

しかしこの種子法により、私たちの国では、都道府県の管理のもとに、全国各地で、それぞれの地域の土地・気候にあった種子が生産され、安全な食べ物

が安定的に供給されてきました。種子法の廃止により、今後、種子の原種・原原種の生産に関し、都道府県や国が投じる予算が大幅に減少することが予想されます。その結果、各地でのそれぞれのコメ・麦などの品種がなくなってしまう、日本の農家が今以上に大変なことになってしまいかも知れません。また、日本の農家に代わり、将来的に

は遺伝子組み換え食品を製造している外資企業が日本の種子市場に影響を及ぼす可能性も否定できません。

先日、TPPの反対運動に携わっている方々と共に、茨城県の農業試験場・JA（農協）、種子センターなどを訪れる機会がありました。農家も、県の職員も、この種子法の廃止による影響を恐れていました。ある方からは、「コシヒカリもあきたこまちもなくなってしまう」「食グルメなど言っていられなくなる」「私たちの食べ物には『エサ』のようになるかもしれない」と言われていました。何とかしないといけません。

現在、この種子法廃止に反対するとともに、行政訴訟でこの種子法廃止に反対する訴訟を行えないか、検討しております。この動きについても、今後、様々なところでお伝えしていきます。



原野商法二次被害に気をつけて

弁護士 浅川 壽 一



日本が高度成長に入ったころから、人里離れた土地に「開発の計画がある」などと騙して、本来は安い価格の土地を高額で売り付けるといふ詐欺が横行していました。これを、「原野商法」といいます。

リゾート開発、鉄道駅や高速道路建設の計画があるなどとして、安い土地を買い集め、市民に高値で売り付けるといふ被害が、一九七〇年ころから続出するようになりました。一旦は沈静化したのですが、最近、二次

被害に遭う方が増えています。

こうした土地は、そもそも不慣れた場所にあるほか、用途が制限されている場合が多く、何らかの活用をしようとして開発行為を申請しても、許可を得ることは不可能に近いものです。

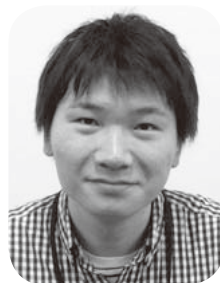
最近、こうした被害者に対して、「原野商法被害に遭った方の救済措置として、土地を買い集めている」「売るためにはまず測量が必要」「土地を欲しがっている人がいるが、面積が足りない、隣の土地も合わせて

所有してはどうか」などと称して、さらに被害へと引つ張り込む悪質商法が続出するようになりました。

消費生活センターの資料によりますと、こうした被害に遭う方は60歳以上の方が九割とのこと。高齢者に対する詐欺商法として、十分な注意が必要です。当職は消費者問題にとりくむ弁護士の一人です。もし、身近なところでこうした被害がありましたら、お気軽にご相談ください。

司法修習生の給費制一部復活

弁護士 鈴木啓示



私が司法修習生になった平成23年(新65期)より、修習生に対する給費制が廃止され、修習生は無給制(かつアルバイト原則禁止)となりました。

生活の糧を借金(貸与金)や親族の援助に頼らざるを得なかった私達は、給費制の廃止は不当だとして、自ら原告となつて司法修習生の給費制廃止違憲訴訟を提訴し、併せて政治への働きかけ(ロビー活動)を行ってきました。

そして、今年4月19日、国会において来年度からの司法修習生に対し月額13万5000円を

給付する新制度を内容とする改正裁判所法が可決され、給費制は一部復活となりました。

従来 of 給費制は月額約20万円だったので、新制度は十分な措置とは言えませんが、少なくとも、これからの後輩が私達のよう to 生活費全額を自力で賄う to いう苦勞をしなくて良くなったことは大きな前進だと思ひます。給費制復活に向けた運動にご支援頂いたみなさまには心よりお礼申し上げます。

国が、わずか5年の間に、一度廃止した給費制を一部復活させたことは、その廃止が誤りで

あつたと自ら認めたことに他ありません。

他方で、この5年間の無給世代だつた司法修習生に対する手当は一切されておらず、この著しい格差の是正は引き続き求めていく所存です。

私達が全国で行っている給費制廃止違憲訴訟は、今年の9月、10月に各地裁で判決を迎えます。

これからも、無給世代の救済と給費制の完全復活に向けて応援よろしくお願ひ致します。

社会的弱者に寄り添う 弁護士を目指して

弁護士 後藤 愛



はじめまして、今年4月に入所しました後藤愛と申します。

私は、2012年に地元鹿児島県で弁護士登録をし、4年間、鹿児島県の法律事務所勤務しておりましたが、夫の転勤をきっかけに、神奈川県に転居してきました。関東に住むのは初めてで、転居してきた当初は、通勤電車の人の多さに辟易しておりましたが、関東での生

活にも少しずつ慣れてきました。

私は、元々弁護士を志した時から、「弱い立場の人の味方になりたい。」という漠然とした思いがあり、鹿児島では、大崎事件再審弁護団や介護保障弁護団、生活保護基準引下げ違憲訴訟弁護団に所属しておりました。

そこで出会ったのは、例えば、障害があっても自分の人生は自分で生きるんだと、24時間の重度訪問介護を勝ち取って自立生活を始めたALS患者の方や、35年以上もの間自らの無罪を訴え闘い続けてきた方、経済的な不安や孤独を訴える生活保護利用者の方々でした。

そんな方々の強い思いやさやかな希望に触れるうちに、社会的弱者を支援し、正義を貫く弁護士になりたいと強く思うようになり、この度、横浜合同法律事務所に参加させていただくことになりました。

横浜合同法律事務所に入所して約4か月ですが、事務所内外の先生方から刺激を受け、弁護士という仕事の責任の大きさを感ずるとともに、そのやり甲斐

も感じています。未熟者ですので皆様に教えていただくことも多いと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

横浜合同法律事務所

*切り取らずに
お持ちください

無料相談券

*必ずお電話で予約をしてください。

電話045-651-2431

有効期間 2017年8月～12月

